

書評

M. H. Серебрякова, Семья и семейная обрядность в турецкой деревне (новейшее время), издательство «НАУКА», Главная редакция восточной литературы, Москва, 1979

エム・エヌ・セレブリヤコワ著、トルコの農村における家族および家族慣行(現代)、ナウカ東方文献編集局、モスクワ、一九七九年

鴨澤 巖

一 まえがき

現在、世界的な傾向として、第三世界諸民族の発言権の増大とならんで、女性の発言権の増大が見られる。それは局地的な一進一退をともないながらも明らかに不可逆的な進行を示している。しかしその中において、イスラーム世界においては男女両性間の隔離がなお強く、性的分業もまたきわだって明瞭な形で存在している。さてトルコ共和国は、イスラーム世界に属

しながらも、すでに半世紀以上にわたって俗権国家でありつづけている点で特色ある社会となっている。大都市の上流階級に属する女性には堂々男性に伍して知的職業の分野に積極的に進出しており、その点では到底日本社会の及ぶところではない。だが他方、農村においては両性の隔離はなお強固であり、中央と地方の状況の懸隔はいっそう大きくなりつつある。夫婦関係における妻の権利の増大を社会進歩の一局面と解するならば、トルコ共和国における女権のありかたの都市と農村における跛行的状況は、現代トルコを理解する上で重要な意義を有する。現代トルコの農村における女性の状況を知る意味でセレブリヤコワ女史の書物を取り上げてみたい。

二 本書の構成と概要

本書は、序論、第一章——現代のトルコ人農村家族、第二章——結婚とりきめの形式、結婚式、第三章——農村家族における子どもの誕生に関連する慣行、結婚、の五つの部分から成り立っている。著述の主要な目的は既存の文献と資料の整理にいかれている。対象にした文献二六九冊中には、トルコ農村のきびしい現実を村の内部から鋭くえぐり出したマフムット・マカルの「おらが村」Mahmut Makal, Bizim Köy, Istanbul, 1950 や、夫妻で二年にわたって農村に住みこんで綿密に調査した結果を報告したポール・スターリングの「トルコの村」Paul Stirling, Turkish Village, London, 1965 など、価値の高い内外の諸文献を包含しており、本書の価値も高いものとな

っている。

序論では主要な文献の簡潔な解題が試みられており、トルコ共和国の農村の民族学的研究の手短かな概観ともなっている。

第一章ではトルコ共和国の農村の性格を、生産力、生産関係の両面にわたる農業の基礎に着目しながら導き出し、農村の自給的性格が崩壊しつつあることが示されている。これは、後の記述で、トルコ農村の伝統的性格が崩壊しつつあることにつながるのである。

現代トルコの民法はスイスから導入した近代法であるが、農村ではなおイスラームの律法であるシャリーアが支配的な重要性をもっている。そのことは、民法では男女が同権と規定されているのに、相続における女性の権利のはなはだしい弱さに端的に現われている。政教の分離にもかかわらず、シャリーアが支配的な意義をなお保持しているのは、トルコ社会が家父長制の社会であり、男性優位の社会だからである。⁽⁴⁾ このことを著者は、農村の生産生活ならびに家庭生活の実態を通じて描き出している。

男性優位の一形態としての男女の隔離は、しかしながら、地域的には純農村よりも地方町においていっそう強い。純農村では、夫婦が協力して農作業を遂行しなければならないからである。他方、階層的には上層においていっそう強い。ただし、大衆の生活水準では家族間で男女の隔離を実現するに足りるだけの部屋数を有しがいからでもある。

著者は、農業生活にふれて農事暦にまで及び、家庭生活にふ

れて食生活にまで及んでいるため、その記述は具体的に興味深い。

第二章は本章の最も中核的な部分である。

最初に、近代法導入以前のアナトリアにおける結婚の手続き、離婚の手續きについて述べる。

トルコ共和国では一九二四年三月一日、大国民議会で法制的にシャリーアからの離脱を決定し、さらに一九二八年にはスイス民法にもとづく婚姻法を導入した。しかし、農村の社会的性格そのものはシャリーア的であり、スイス民法的ではなかったから、国家権力によるスイス民法の強制も、せいぜいのところシャリーアとの二重法状態を出現させるにとどまった。

二重法状態を端的に象徴するものは一夫多妻婚の存在である。ちなみに、セレブリヤコワの著書の紹介、批評とは別に、現代トルコにおける一夫多妻の程度その他結婚をめぐる状況についての簡単な統計的分析を付記の形で末尾に記しておく。御参照いただければ幸いである。

さて、一夫多妻婚は上層にかたよって見られる現象である。耕地を多く有する上層農家にとっては、夫人たちは無給の労働力として役立つのである。

二重法状態はまた、早婚の存在によっても示される。トルコ政府はスイスの婚姻法の導入にさいして、法定結婚年齢をスイスにおけるそれよりも引き下げたけれども、法定年齢以下での結婚を許可するよう多数の請願書が出された。一九三五年にはそれは三万四千件であったが、一九三七年には六万二千件に達

したという。結局、男子十七歳、女子十五歳に定められたが、農村の実態では女子は十三歳になると結婚する者も多いという。その結果、生まれてくる子どもの登録も行われなくなるほど、いまもって農村の大きな問題となっている。

しかし、現在のトルコの農村にあっては、男性が兵役終了後結婚することが慣習化しつつあり、それにつれて早婚も漸次減少しつつある。

一夫多妻婚や法定年齢を下まわる早婚は現代の婚姻法とは共存できない非合法の結婚である。しかし、はるかに一般的なのは、法律にもとづく婚姻の連続性とシャリーアによる結婚の連続性が平行して、すなわち時間的には継起的にとられることであり、そのさいに、両者の継起的な併存そのものがすでに示すように、シャリーアによる結婚こそが真の結婚として重んじられている。

しかし、このシャリーアによる結婚の存在をもって、トルコの農村がイスラーム化以前のものを残存させていないと想像してはならない。それは雨乞いのやりかたなどに明瞭に残っているだけでなく、男性の優位といった社会の基本的なありかたにおいてもそうであり、結婚にさいして最も重要なといえる婚資の存在も、イスラーム受容以前の中央アジアのステツプにくりひろげられていた社会生活において存在していた風習である。したがって、トルコ人と同じくアナトリアで生活し、多くの点でトルコ人の風習をとり入れた結婚の風習を有していたアナトリアのギリシャ人^{ギリシャ人}にあっては、婚資の風習はなかったという。

著者はアナトリアの農村における結婚の手続き、婚礼の実際を詳細に紹介する。

まず求婚が行われるが、強く男女が隔離されている状況下では、しかも新郎の父が家父長制のもとで威厳を保たなければならぬ状況下では、それは特殊な展開を見せる。新郎たるべきものの母、あによめなど、「新郎」の近親の女性が花嫁候補を見にゆくところから結婚への諸過程が始まる。これら見に行く女性たちを見手 *gözetici* (ギョリニジュ) と呼ぶ。よいとなると求婚のために、こんどは女性ではなく、「新郎」の姉の夫など男たちが花嫁候補の家に出かける。ただし、通常、「新郎」の父は出向かない。

求婚が受け入れられれば婚約となる。婚約は「花嫁」の父によってしばしば引き延ばされ、婚資のつり上げがはかられる。

婚約から結婚式までの期間は短かくなく、五年の長きにいたることも稀ではない。結婚の費用をととのえるのに時間がかかること、法定年齢に達するまで待つ場合があることなどによる。

結婚式は通常三日間にわたって行われるが、結婚式が開始される日の前夜に、花嫁側では、またそれよりは小規模ではあるが花婿側でも、前夜祭が行われる。花嫁側の前夜祭の意義は母や幼な友達(ただし女性のみ)に別れを告げることであり、夜を徹して音楽を奏で歌をうたう。もの哀しい民謡がうたわれるなかで母と娘は泣かなければならない。男女が強く隔離され、両性の間に愛がはぐくまれにくく、嫁いでは嫁家に絶対服従し

なければならぬ環境のもとでは、花嫁御寮は泣くほかはない。結婚式は村民最大の行事である。新郎側の村民は包み金を出さなければならぬが(このさい、主人側は誰がいくら出したかを憶えておき、自分が出す場合にそなえる)、新郎の家では宴会を行うことが義務づけられている。大盤振舞いがあり、唄われた楽隊が音楽を奏で、騎馬戦が行われ、舞踊がくりひろげられ、村は興奮のつぼと化する。

新郎は寢室で花嫁のベールとりをする。木曜の夜が夫婦の初夜であり、金曜の朝が明ければ新婦の処女性についての結果が報告される。報告の様式は所によりさまざまである。

金曜には、花嫁は女性村民の前でベールをとり、皆に立ちまじって踊る。新郎は友人たちと浴場に向き入浴する。

結婚後数日して新夫婦が花嫁の父の家を訪問し、結婚式の儀礼は完了する。

結婚式をめぐる風習のなかには、かつての中央アジア時代の略奪婚の遺習もあり、現在でも、娘が同意の上での誘拐は認められる地方もある。

結婚後しばらくの間、たとえば一ヵ月ほどは、新妻は一定範囲の近縁の男性たちと口をきいてはならず、面と向かい合うことを避ける。すなわち忌避 *kaamalik* (カチャルク) である。古代以来の慣習であり、略奪婚と関係づける研究者もいる。

結婚そのものは父系の家を中心にしたものであるが、家そのものが共同体的に編成されている以上、結婚にさいしても共同体的な面が色濃く見られる。たとえば、結婚式での煮たきに入

用な燃料採取には新郎側の若い男の村民たちが林木の共同伐採に当たる一方、花嫁側の若い女の村民たちはパンを共同で焼き、嫁入り用の着物を共同で縫うのである。

さて問題なのは、トルコ族社会における男性の優位が、イスラーム化によってもたらされたものか、それともそれ以前のトルコ族社会固有のものであったかという点である。

周知のように、現在ソ連邦構成諸民族中、トルコ語系の諸民族を中心とする中央アジアのイスラーム系諸民族の出生率はきわめて高く、ソ連邦の将来の人口構成上、問題となっている。このような事情を念頭におきながら、著者がイスラームの女権抑圧批判を展開している部分を読むと、自己の文化の側からの評価が前面に出過ぎているように見える。

汎トルコ主義者として知られている例のズィヤ・ギョカルプ *Ziya Gökalp* は、古代トルコ族の女性には自由があったけれども、イスラーム化によって女権が圧迫されたと主張する。著者はこれに対して、非イスラーム系トルコ語族であるヤクト人の間にも男性優位が見られ、歴史的には匈奴に女性の圧迫が見られると反論する。ズィヤ・ギョカルプの立論が当をえているという訳ではないが、反論もまた、それぞれ横断的な歴史の連続性をも証明しなければ有効なものとはなりえない。

結局、著者の立場は、伝統的にトルコ民族には女権の抑圧があるけれども、イスラーム化がその傾向を顕著なものにしてしまったところにある。

第三章は第二章にくらべれば、はるかに簡略である。評者と

しても、男児の出生が歓迎され、その男児がいち早く家父長制社会に組み込まれていくことを中心に著者は記述しているとだけ紹介し、新生児の生誕にともなう風習や命名の風習など興味深いものが多いけれども、紙面の都合上割愛することにする。

三 アナトリアのギリシヤ人とトルコ人の結婚の風習の比較

本書中には、アナトリアにかつて居住していたギリシヤ人の結婚の風習をトルコ人のそれと比較している部分がある。この部分を通じてトルコ人社会の特徴を浮かび上がらせようとしているのであるが、この部分をやや集中的に紹介しておこう。

結婚式の前後に覆まれるべき手続き、段階そのものは、ギリシヤ人もトルコ人も同様であるが、内容上はかなりの相違が見られる。

まず、結婚の手懸りとなる男女の相互関係の発生のしかたであるが、トルコ人の場合には新郎、新婦たるべき男女が初夜以前に身近かに相手を見ることがありえないのに対し、ギリシヤ人の場合には青年がどこかに散歩でもして事前に花嫁を識り、知人、親戚を介して両親に自分が選んだ女性について知らせる。親はその選択に同意するか、さもなければそれ以前に親側として嫁を選んでおく。

ただし、ギリシヤ人の場合もトルコ人の場合同様、親が許さない結婚はありえず、また娘の希望は役に立たない。

媒酌ないし婚約の式るときギリシヤ人は持参金の程度を双方

で相談する。トルコ人の場合、一般にはこのような相談は行わない。

両者の最も重要な相違点はさきにも記したとおり婚資 *Dastak* (パシユルク) の風習がギリシヤ人には欠けることである。これはそれが中央アジア起源の風習だからである。

求婚にさいしては、ギリシヤ人の場合には花婿の両親が司祭、親戚とともに花嫁宅へ出向くが、通常、トルコ人においては花婿の父が求婚のため花嫁宅に出向くことはない。

結婚前夜祭には、ギリシヤ人の花嫁もトルコ人の花嫁同様ヘンナ(染料)によって髪や爪を染め上げるが、ギリシヤ人の場合にはヘンナを新郎が持参するが、トルコ人の場合には新郎は花嫁側の儀式に関与しない。

結婚前夜祭の沐浴の名称も、結婚式に用いる衣服の名称や結婚式の料理の名称も、ギリシヤ人の場合にはトルコ語から借用した名称を用いるので、トルコ人の場合とはほぼ同様である。演奏用の楽器についても同じである。

結婚式の行列の先頭にギリシヤ人の場合にはろうそくをもった少女たちが立ち、トルコ人の場合には新郎の仲間がたいまつをもって立つ。

花嫁のベール通りの儀式は両者の側に見られるが、ギリシヤ人の場合には新郎の母が、教会から借りて花嫁が着けているベールをとり、ふたたびベールを嫁にかけた上で客の面前で再度ベール通りの儀式を行う。トルコ人の場合には、新床のある部屋で新郎が花嫁のベールをぬがせる。花嫁は翌日はベールをつけ、

女性村民の前で第二のベール通りの儀式を行う。

こうしてみると、トルコ人のほうに家父長制の度合いが強く、共同体的な性格、非個人主義的な性格が濃く現われており、男女は強く隔離されていることが見てとれる。

(1) トルコ共和国成立後、「中央」が国民経済を牽引するエタティズムの政策がとられた結果、中央と地方の懸隔は拡大し、いわば「中央のいっそうの中央化、地方のいっそうの地方化」といった状況が展開されてきたとみてよい。

(2) 離婚という現象を、婚姻という局面における社会的自由度の表現として把握するならば、現代トルコ共和国における社会的自由度の地域格差は一向に縮小していない。この注のあとの付記、四を参照されたい。

(3) トルコ共和国から西ドイツに大量に渡っているトルコ人労働者について、つぎのことが指摘されている。「トルコ人女性については、もっと稼ごうという動機で出国するというよりは、もっと自由を享受したためという動機で出稼ぎ移民になるといわれている。西ドイツに滞在するトルコ人男子労働者の三人に一人が西ドイツの家族構造を退廃的で非難に値するものとみなしているのに対し、トルコ人女子労働者はそれを自分たちには適したもののみなしている。彼女らは夫妻の平等を好み、西ドイツで女性の地位が高いのを評価している (Castles & Kosack, 1973, p. 362 参照)。

(4) 「年少者が年輩者に対してどれほど尊敬をはらうにせよ、婦人の男性に対する尊敬と畏怖は何層倍も大きい。」 (Makal, 1950, s. 93)。

(5) ボール・スターリングは、中央アナトリアの農村民が、娘をとつがせることを「売る」satmakと表現すると報告している (Stirling, 1965, p. 185)。

(6) 婚資、結婚身代金をアナトリアの農民は、通例、「頭もの」başlık (バシユルク) と呼ぶ。

(7) 第一次大戦後、ローザンヌ条約にもとづいて西部アナトリアから約一四〇万人のギリシャ人がギリシャに移住する以前のことである。

(8) 松原正毅、トルコの村の家族と親族——南西アナトリアの一村の事例から——、人文学報第三九号、一九七五年、参照、父系血縁集団 *şüale* (シュアラレ) について述べている。

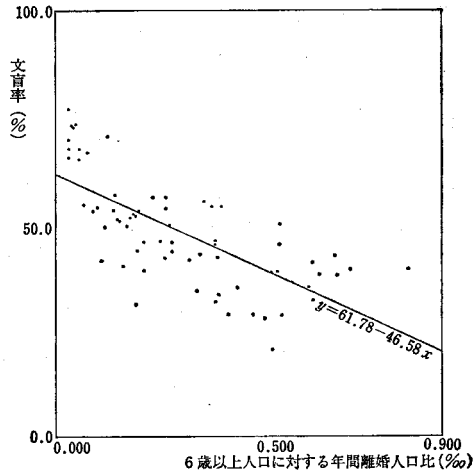
(9) 略奪婚や逃亡婚 (かけおち) が例外をなすだけでなく、婚礼以前に婚約者どうしが密会を重ねる場合も例外的にある (Çepelakova, 1979, ctp. 108, 109 参照)。

付記

現代トルコにおける結婚に関する若干の統計的分析 (資料 *Türkiye İstatistik Yılığ*, 1977)

第1図 県別文盲率と離婚人口比の相関
(1970年)

ただし(資料の制約のため)6歳以上人口
について算出 相関係数 $r = -0.733$



資料 Türkiye İstatistik Yılığı 1977

一、一夫多妻婚の程度とその変化(単位、万人)			
年次	男性結婚人口	女性結婚人口	
1970	694.9 (100.0)	729.6 (105.0)	
1975	817.8 (100.0)	834.8 (102.1)	

() 内は男性結婚人口を100とする指数

二、結婚人口中の初婚人口比の増大	
年次	男性結婚人口中 女性結婚人口中

年次	1970	1975
文盲率	90.0%	91.9%
離婚率	92.0%	95.0%

三、文盲率と離婚率の相関図

一夫多妻婚の場合、第二番目、第三番目の結婚にさいしては、婚姻法の手続きによらない (Cepeopkova, 1979, ctp. 85) ので、離婚もまた正規の婚姻法の手続きをとらず、離婚統計に登場しない。このことが相関図に与える影響は(文盲率の高い地方でこの種の離婚率が高く、文盲率の低い地方でそれが低いと推定されるため) 回帰直線の傾きを弱める方向に作用すると考えられる。その作用の程度は、しかし、一夫多妻婚の比率が小さい以上、軽微であろう。なお、本相関図は文盲率の高い、したがって閉鎖的な社会では(トルコでは東部ほど、ついで内陸ほどその傾向が強いが) 共同体的な規制が強いので離婚しにくいと解すべきであろう。現に農村住民の間では、離婚は正常ではないとみなされ、離婚のない村の村民はそのことを誇りにする (Cepeopkova, 1979, ctp. 86)。

四、離婚における地域格差の拡大

年次	県別離婚件数の変異係数 ¹⁾
1969—1971年平均	1.39
1973—1975年平均	1.45

1) 変異係数=標準偏差/算術平均で、標準化されたバラツキを示す

文 献

松原正毅、トルコの村の家族と親族——南西アナトリアの一村の事例から——、人文学報、第三九号、一九七五年三月。

CASTLES, S. and KOSACK, G., Immigrant Workers and Class Structure in Western Europe, Oxford University Press, London, New York, Toronto, 1973.
MAKAL, Mahmut, Bizim Köy, (Bir Köy Öğretmeni

Notları), İstanbul, 1950.

СЕРЕБРЯКОВА, М. Н., Семья и семейная обрядность в турецкой деревне (новейшее время), издательство «НАУКА», главная редакция восточной литературы, Москва, 1979.

STIRLING, Paul, Turkish Village, London, 1965.
(法政大学教授)